

「2010年改定の要点と解説」 正誤表

(2010年12月9日現在)

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後
5	歯科診療報酬点数表の歯科衛生実地指導料の注	注) 3月に1回以上または3回内に1回以上	注) 3月に1回以上
6	歯科診療報酬点数表の麻酔欄の右	OA+オーラ注Ct(1ml, 1.8mlとも) OA+歯科用シタネスト-オクタプレシン 1.8ml	OA+オーラ注歯科用Ct(1ml, 1.8mlとも) OA+歯科用シタネスト-オクタプレシン Ct1.8ml
10	歯科診療報酬点数表の鑄造バー	鑄造 ニッケルクロム合金 449 コバルトクロム合金	鑄造 ニッケルクロム合金 449 コバルトクロム合金 (アミカケ)
11	歯科診療報酬点数表の歯科疾患在宅療養管理料の注	初回算定は初診月および翌月内に管理計画書を提出したとき。	初回算定は管理計画書を提出したとき。
16	「改定の要点」3の(3)の2～3行目	1は一般の歯科診療所において算定し、 2は地域歯科診療支援病院歯科初診料の施設基準に適合する病院などにおいて算定する。	削る
33	歯科疾患管理料の解説の表中、2回目以降・提供時期の※の2行目	…提供月から3カ月に1回…	…提供日から3カ月に1回…
34	歯科疾患管理料の解説の図・歯科疾患管理料の算定のイメージ	1列目 歯科疾患管理料 月1回110点 最終列 初診月 歯科疾患管理料 月1回110点	歯科疾患管理料 初回110点 初診月および翌月 歯科疾患管理料 初回110点
54	歯科訪問診療料の解説4の1行目	…歯科訪問診療を行い、…	…歯科訪問診療料を算定し、…
58	歯科疾患在宅療養管理料の通知(7)の3～6行目	…ただし、無歯顎の患者であって、総義歯に係る管理を行っている患者については、軟膏等薬剤による治療が必要な口腔粘膜疾患等（「特掲診療料の施設基準等」の別表第四歯科特定疾患療養管理料に規定する疾患に掲げる疾患を除く。）を有している患者であって、現に当該疾患に係る治療（有床義歯に係る治療を除く。）を行っている場合は算定できる。	削る
59	歯科疾患在宅療養管理料の解説5の3行目	…カルテに記載する。	…カルテに要点を記載する。
59	歯科疾患在宅療養管理料の解説の表中、1回目・提供時期の1～2行目	…（歯周疾患に罹患する…	…（歯周疾患に罹患している…
60	歯科疾患在宅療養管理料の解説6の1～2行目	…ただし無歯顎の患者は、総義歯について管理している場合は対象とならないが、軟膏などの薬剤で口腔粘膜疾患などを治療している場合は算定できる	削る
92	手術 通則の解説4の表中、主たる手術・追加欄	上顎骨折観血的手術 9,010点 下顎骨折観血的手術 10,000点・14,700点	上顎骨折観血的手術 11,710点 下顎骨折観血的手術 10,000点・19,110点
149	改定事例6の4/1の4行目	義管B	義管B（調整方法・指導内容 略）
150	改定事例6の5/12の3行目	義管B	義管B（調整方法・指導内容 略）
150	改定事例6の6/7の3行目	義管B	義管B（調整方法・指導内容 略）
150	改定事例6の7/3の3行目	義管C	義管C（調整方法 略）
151～152	改定事例7の4/6の8行目、5/6の8行目	義管B	義管B（調整方法・指導内容 略）
152	改定事例7の4/28の最終行 点数欄、2行目の医療合計、 総合計点数の医療合計	現行 250 → 改定 250+100 医療合計 3,622 総合計点数 医療合計 5,137	現行 250 → 改定 250 医療合計 3,522 総合計点数 医療合計 5,037
153～154	改定事例8の4/23の14行目、5/1の1行目	義管B	義管B（調整方法・指導内容 略）